

令和8年度福祉施策審議会 福祉諸計画について

令和8年4月27日
第1回福祉施策審議会

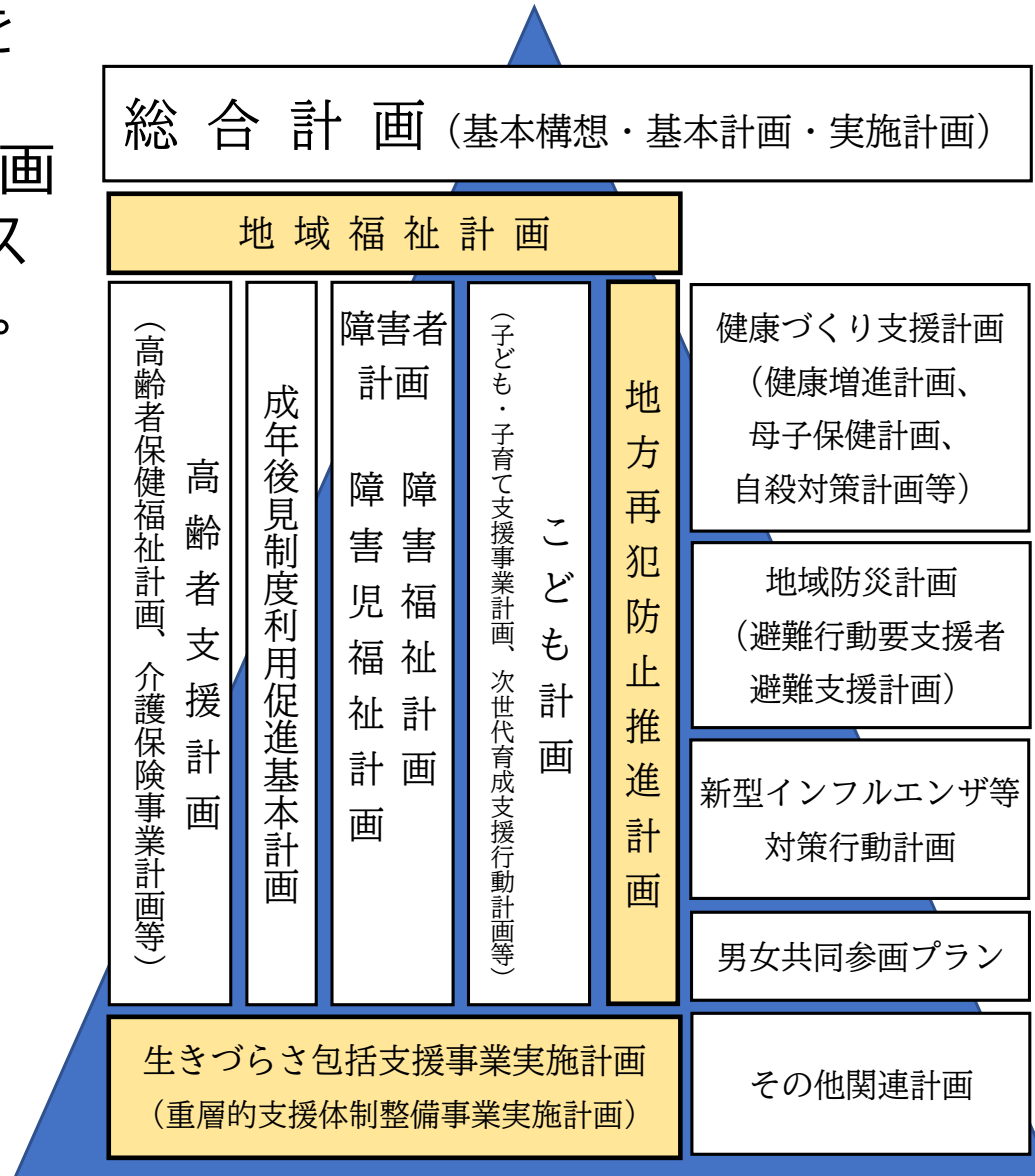
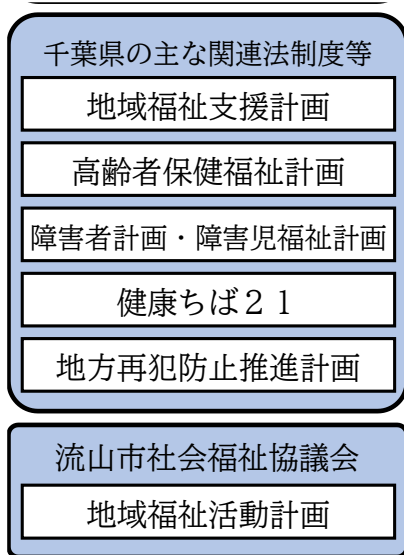
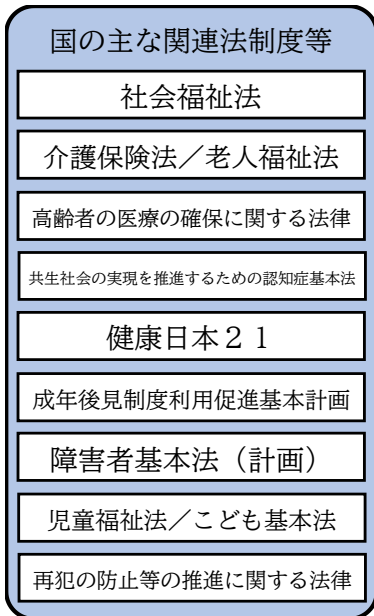
本年度に審議いただく諸計画について

□ 令和8年度を終期とする4施策について、令和8年10月頃まで審議予定

計画名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
流山市基本計画	基本計画（令和2～11年度）									
① 地域福祉計画	第4期（令和4～8年度）				第5期（令和9～13年度）					
① 重層的支援体制整備事業実施計画		新規策定（令和6～8年度）			一体的に作成します					
再犯防止推進計画		一体的に作成します								
② 高齢者支援計画 <small>（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）</small>	第8期	第9期（令和6～8年度）			第10期（令和9～11年度）					
認知症施策推進計画		一体的に作成します								
③ 障害者計画	第6次（令和3～8年度）				第7次（令和9～14年度）					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第6期	第7期（令和6～8年度）			第8期（令和9～11年度）					
	第2期	第3期（令和6～8年度）			第4期（令和9～11年度）					
④ 成年後見制度 利用促進基本計画		新規策定（令和6～8年度）			第2期（令和9～13年度）					
こども計画 <small>（旧）子どもをみんなで育む計画</small>	第2期（令和2～6年度）		こども計画として新規策定（令和7～11年度）							

福祉諸計画の関連性について

- 地域福祉計画において、福祉諸制度の基本的理念や方向性を定めます。
- 高齢、障害、成年後見の各計画において、事業の概要やサービス量等の具体的事項を定めます。



- 高齢者支援計画について
- 障害者計画について
(障害福祉計画・障害児福祉計画)
- 成年後見制度利用促進基本計画について
- 地域福祉計画について

第9期高齢者支援計画（R6~8）について

高齢者施策や介護サービスの確保について一体化して定めた計画

- 老人福祉法第20条の8に規定された「老人福祉計画」
- 介護保険法第117条に規定された「介護保険事業計画」
- 今期より認知症施策推進計画と一体化して作成

計画体系・章立て

第1編：総論

・計画の趣旨

・現状と課題

人口推計、市民アンケート調査
前期の評価・ふりかえり

・計画の基本的な考え方

第2編：各論

・地域ぐるみ支え合い体制づくり
(地域包括ケアシステムの深化推進)

高齢者施策事業の確保を定めるもの

・高齢者を支える介護体制づくり
(介護保険事業のサービス量見込みと保険料)

介護保険等のサービス見込量、
整備方針、保険料を定めるもの

※第2回審議会以降、順次提示していきます。


第10期流山市高齢者支援計画（R9-11）の策定概要

国の動向（介護保険）

2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現

1. 介護サービスの種類ごと量に関する中長期的な推計
2. 地域の分類に基づくサービス提供体制の確保（中山間・人口減少地域）
3. 医療・介護連携の推進
4. 高齢者向け住まいの設置状況等の勘案（有料老人ホーム等）
5. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援
6. 認知症施策の推進

流山市の策定重点項目

- 介護サービスの中長期的な推計
 - 医療・介護連携の推進（災害含む）
 - 介護人材確保
 - 認知症施策の推進
- 
- （高齢者福祉分）
 - 終身サポート関連施策
 - 聞こえの問題
 - ケアラー支援
 - 総合事業の推進

- **高齢者支援計画について**
- **障害者計画について**
(障害福祉計画・障害児福祉計画)
- **成年後見制度利用促進基本計画について**
- **地域福祉計画について**

第6次障害者計画（R3～8）の概要

- 共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進するもの。

第1編：総論

- | | |
|----------------|----------------|
| ・計画策定の背景と趣旨 | ・流山市における障害者の状況 |
| ・第5次障害者計画の振り返り | ・計画の目標 |

第2編：各論

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ・安心・安全な生活環境の整備 | ・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 |
| ・差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | ・自立した生活支援・意思決定支援の推進 |
| ・保健・医療の推進 | ・雇用・就業、経済的自立の支援 |
| ・療育・教育の充実 | ・文化芸術活動・スポーツ等の振興 |

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（R6～8）の概要

- サービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的とするもの。

第1章：計画策定

・計画の趣旨等

・計画期間・PDCAサイクル

第2章：第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の評価

・制度の変遷

・サービスの概要

・第6期障害福祉計画の実績と評価

・第2期障害児福祉計画の実績と評価

・利用者負担の軽減策の実績

第3章：障害福祉サービス等の見込量

・第7期障害福祉計画における各サービスの見込み量と確保方策

・第3期障害児福祉計画における各サービスの見込み量と確保方策

第5次障害者基本計画（国の基本理念）

令和5年度～9年度を計画期間とする、国の最も基本的な計画
（趣旨）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を定めているもの。

基本指針（国の成果目標）

令和11年度に向けた障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための目標。

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 福祉施設から一般就労への移行等
4. 障害児支援の提供体制の整備等
5. 地域生活支援の充実
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
8. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 高齢者支援計画について
- 障害者計画について
(障害福祉計画・障害児福祉計画)
- 成年後見制度利用促進基本計画について
- 地域福祉計画について

第1期成年後見制度利用促進基本計画（R6~8）について

成年後見制度の利用
促進に関する施策につ
いての基本的な計画

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項
- 今期より国の「第三期成年後見制度利用促進基本計画」と合わせて5年計画として策定

計画体系・章立て

第1章：計画策定の趣旨

計画策定の背景、目的、位置づけ、期間

第2章：流山市の現状と課題

高齢者と障害者の状況、成年後見制度・市長申立ての状況、高齢者実態調査等から見た現状 等

これまでの取り組み、課題

第3章 基本目標と今後の取組

基本目標、今後の取組

国の動向

2026年民法（成年後見等関係）の改正に伴う成年後見制度の見直しが行われる

1. 必要性を要件とした「終われる後見へ」
2. 包括代理から利用者が必要な権限のみを個別付与
3. 本人の意向把握・尊重が法的義務化
4. 後見人交代の柔軟化

→本人がメリットを感じることができる本人中心の制度設計へ

流山市の策定重点項目

- 改正後制度の周知、普及啓発
- 受任者調整を見越した事前関与スキームの作成
- 権利擁護アドバイザーの設置
- 制度改正を踏まえた市民後見人養成・育成の在り方の検討

- **高齢者支援計画について**
- **障害者計画について**
(障害福祉計画・障害児福祉計画)
- **成年後見制度利用促進基本計画について**
- **地域福祉計画について**

地域福祉計画の概要

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉に関する理念の提示や方向性を定めることを主たる役割として市町村に策定が求められるもの。

地域福祉の推進事項	具体的に盛り込むべき事項（抜粋）
① 高齢者・障害者・児童その他の福祉で共通の取り組み	<ul style="list-style-type: none">福祉以外の分野（商工、防災、教育等）との連携制度の狭間への対応成年後見制度、身寄りのない高齢者等への対応共生型サービスなどの分野横断対応生活困窮者の分野横断対応（居住、就労含む）自殺対策、虐待対応、再犯防止
② 福祉サービスの適切な利用推進	<ul style="list-style-type: none">相談支援体制の整備権利擁護災害対応（避難行動要支援者、福祉的支援のための連携）
③ 社会福祉を目的とする事業の健全発達	<ul style="list-style-type: none">多様なサービスの振興、民間事業者の参入促進社会福祉法人の公益的な取り組みや連携体制の促進
④ 地域福祉に関する活動への住民の参加促進	<ul style="list-style-type: none">地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援地域福祉を推進する人材の養成（民生委員含む）
⑤ 包括的な支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制

多様な項目のうち、主要事項の基本方針（下線）を中心に議論をお願いしたい 16

第5期流山市地域福祉計画の主要事項・論点

基本理念の継続について

計画本文P30

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

- 市としては、自助・共助の推進に向けて、積極的な活動への参加を呼びかけるメッセージとして継続利用したい。

ア. 身寄りのない高齢者等への対応

計画本文P99

- 市で検討している終活関連事業（実施中のACP含む）の在り方
- 市民、関係機関向けの周知方法について

イ. 災害対応

計画本文P111

- 平常時からの福祉と防災の連携推進に関する在り方について
- 地域住民、要配慮者当事者における自助・共助の向上に向けた取組みについて
- 災害時に地域全体で医療・福祉サービスの提供体制を維持するための地域BCPの策定と推進について

第5期流山市地域福祉計画の主要事項・論点

ウ. 重層的支援体制整備事業・多機関協働

計画本文P113

重層的支援体制整備事業実施計画との一体的策定に向けて

- 健康課題、金銭管理、居住など多様な生活課題に対する支援の在り方について
- 制度の狭間にある市民のフォロー体制やアウトリーチについて

エ. 再犯防止

計画本文P132

市町村再犯防止推進計画（新規策定）を内包する計画として

- 本市における再犯率、実施事業の現状について
- 再犯防止に関して市民周知をどのように高めていくか。
- 制度の狭間にある市民のフォロー体制やアウトリーチについて